

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和5年2月20日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和5年2月20日(月) 午後1時30分より
午後2時30分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1
ウィル福島アクティおろしまち 1階 コンベンションホールB
- 3 出席者 出席保険者 36 保険者
委任状提出の保険者 26 保険者
事務局 9 名
計 71 名

4 会議の目的事項

[議決事項]

- 議案第1号 令和4年度一般会計歳出補正予算(第5号)
- 議案第2号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算(第3号)
A 業務勘定
- 議案第3号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳出補正予算(第3号)
A 業務勘定(後期高齢)
- 議案第4号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算(第2号)
- 議案第5号 令和4年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)
- 議案第6号 令和5年度事業計画
- 議案第7号 令和5年度負担金及び手数料等
- 議案第8号 積立資産及び引当資産の処分について
- 議案第9号 令和5年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第10号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定
B 国民健康保険診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
D 出産育児一時金等に関する支払勘定
E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 11 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（後期高齢）
- B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第 12 号 令和 5 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 13 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（介護）
- B 介護給付費等支払勘定
- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 14 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（障害者総合支援）
- B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 15 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 16 号 令和 5 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 17 号 令和 5 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 18 号 令和 5 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 19 号 令和 5 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

議案第 20 号 役員の選任について

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 （午後 1 時 30 分）

前後副会長（猪苗代町長）が次のとおり開会のことばを述べた。

只今より福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしくお願
いします。

(2) 挨拶

三保会長（二本松市長）が次のとおり挨拶を行った。

国保連合会長の、二本松市長の三保恵一でございます。皆様方には何かと御多用の中にもか
かわらず総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営に
対しまして日ごろより格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げ
ます。

さて、コロナ禍から 3 年が経過いたしました。皆様方には命と生活を守り、経済を前に進め
るために、様々な御苦労があったことと存じております。皆様の御努力によって、地域住民の
皆様方が健康で、そして今日を迎えられること、皆様方のその御苦労に対しまして、心から敬
意と感謝の意を表する次第であります。

政府は先月、これまでの感染症法上の分類を二類から五類へ引き下げる方針を決定いたしました。国民生活にとりましては大きな転換期を迎えることとなります。令和5年度はコロナ禍前の日常が戻ることを期待しているところでございます。

さて、本会を取り巻く情勢でございますが、現在国においては、持続可能な社会保障制度の構築のためデータヘルス改革を強力に推し進めております。その鍵となりますオンライン資格確認等システムの医療機関等への導入が、今年4月から原則義務化されることとなります。

さらに、来年度にはマイナンバーカードと健康保険証の一体化を目指すなど、データヘルス改革の実現に向けた基盤が着実に構築されようとしております。本会においても、今後の国の動向を注視しながら、これらの取り組みの普及・促進、データヘルス改革推進の一助となるよう、引き続き積極的に対応してまいります。

本日の総会は、令和5年度の事業計画及び予算、そして新役員の選任など協議案件が多数ございます。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本会の発展と皆様方の健康とお幸せを心より御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

| | |
|-----------|--------|
| 現在の保険者数 | 62 保険者 |
| 出席保険者数 | 36 保険者 |
| 委任状提出保険者数 | 26 保険者 |

(4) 議 事

事務局の推薦により星町長（下郷町）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

[議 決 事 項]

議案第1号 令和4年度一般会計歳出補正予算（第5号）

議案第2号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第3号）

A 業務勘定

議案第3号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳出補正予算（第3号）

A 業務勘定（後期高齢）

議案第4号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第2号）

議案第5号 令和4年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

ア. 議長が議案第1号から議案第5号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第1号から第5号までについて次のとおり説明を行った。

総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号から議案第5号までの令和4年度各会計の補正予算について、議案書とは別にございます、要点をまとめました説明資料①を使いまして、一括で御説明申し上げます。

説明資料①表紙をおめくり願います。

はじめに、この度の5つの会計の補正予算のうち、3つの補正に関連いたします、ICT積立資産の積立について、前置きで御説明させていただきます。

昨年11月に担当課長の皆様に御説明をいたしました資料からの抜粋でございまして、1の概要・経緯に記載をしております、平成31年の国通知に基づきまして、3行目からになりますが、連合会は、特別会計の事業運営において、ICTやAIを活用したコンピューターチェックの導入等による審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取り組みに充てるため、ICT積立資産として所要の額を積立てられる、ということになりました。そこで、同じ年の令和元年7月に開催をいたしました理事会にお諮りをし、関係規則の制定を済ませてはありましたが、ここ数年の赤字財政の改善、収支均衡を優先といたしまして、積立を見送ってまいりました。

2の積立方針に記載をいたしましたとおり、今後の技術革新、DX化・クラウド化対応などにより、新たに保険者に負担を求めることを極力避けること、また、昨年秋10月に総括としてとりまとめました、令和3年度までの5年間で進めてまいりました財政運営計画によりまして、最終年度の令和3年度に当年度収支で赤字を解消できた、という経緯も踏まえまして、令和4年度より、いよいよ積立を開始する方針である、ということをお説明しておりました。

続く3に、令和4年度に積立を行う会計と金額を載せております。令和4年度の決算見込みの状況から試算をいたしまして、記載の3つの会計、診療報酬審査支払特別会計、こちらは国保業務の会計となります。そして次の後期高齢者医療の特別会計に、それぞれ5,500万円を、一番下、レセプト点検業務の特別会計に400万円、合わせまして1億1,400万円の積立が可能と判断いたしました。

その他の会計については、決算状況、繰越金等の見込み額を勘案し、今年度の積立は見送ることとしております。繰返しになりますが、ICT積立資産は、国の通知、一定のルールに従いまして、将来のために備えるものでありまして、保険者財政への影響を最小限に抑えるために、本会でしっかり来るべきときのために資金をお預かりすることにつきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、本会で初めての積立、歳出となりますICT積立資産の目的等について、御理解をいただきました上で、以降の補正予算の説明をお聞きいただければと思います。

それでは、1枚おめくりいただきまして、議案第1号、こちらは令和4年度の一般会計歳出のみの補正でございまして。

歳出予算について、予定しておりました退職金特別会計繰出金を500万円減額いたしまして、予備費に同額を増といたします。合計0円、同一会計の歳出予算内での増減のため、補正後の総額には変更ございません。こちらは、下の※印に記載のとおり、向こう5年以内の退職予定職員の退職金についてその職員が所属する特別会計から繰出す、ということにしております。補正理由に記載のとおり当該職員の異動に伴い、つまり、一般会計の所属から外れ、次の議案になりますが、国保の特別会計所属となりまして、国保から繰出す、ということになったため、一般会計からの繰出を減額する、というものでございます。

続いて3ページへお進みいただきまして、議案第2号は診療報酬審査支払、国保の特別会

計、こちらも歳出のみの補正となります。補正内容の歳出を御覧いただきまして、順番が前後しますが、上から2番目、退職金特別会計繰出金500万円を増額いたします。今ほど御説明いたしました一般会計と逆になりまして、国保会計所属となった当該職員分の退職金を特別会計に繰出します。

そして、その上が先ほど御説明いたしましたICT積立資産積立金となります。当初予算に1,000円を計上しておりましたが、今回5,500万円の積立といたしますので、5,499万9,000円の増額となります。二つを合わせて5,999万9,000円となりますが、予備費当初予算計上時に、予期せぬ予算外、想定外の支出のために確保しておりました予備費を充当、減額いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第3号は、後期高齢者医療関係業務特別会計の歳出補正予算となります。

こちらはICT積立を国保同様、5,500万円積み立てるため、当初予算1,000円との差額5,499万9,000円の増額補正。同額を予備費から充当いたします。

続いて5ページは、レセプト点検業務特別会計の歳出補正予算となります。

同様に400万円のICT積立資産積立のため、399万9,000円を増額し、予備費を同額減額といたします。

最後に6ページを御覧ください。

議案第5号は職員退職金特別会計の歳入歳出補正予算となります。

まず、歳入でございますが、先ほどの議案第1号及び第2号で御説明しましたとおり、所属会計の変更により、一般会計からの繰入を500万減額、2行目の診療報酬会計からの繰入をまず500万増といたします。さらに、先に右側歳出を御覧いただきたいと思いますが、今年度、職員1名の定年前退職者への退職金の支給が必要となりましたため、職員退職金72万1,000円を増額し支給いたします。退職金支給のため、また左側の歳入を御覧いただきますと、真ん中の国保会計より追加で57万6,000円の繰入、500万と合わせまして国保からの繰入金を557万6,000円の増額、その下、後期会計からの繰入金を14万5,000円増額いたします。国保からの繰入57万6,000円と後期からの繰入14万5,000円を合わせて72万1,000円とし、退職金の歳出に充てることといたします。なお、57万6,000円と14万5,000円の按分額、比率につきましては、当該職員のこれまでの両会計への所属年数により算出されたものとなっております。

以上、議案第1号から議案第5号、令和4年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第1号から議案第5号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第6号 令和5年度事業計画

議案第7号 令和5年度負担金及び手数料等

ア．議長が議案第6号及び議案第7号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第6号及び議案第7号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第6号 令和5年度事業計画、並びに議案第7号 令和5年度負担金及び手数料等について、一括して御説明申し上げます。

お手元の議案書の22ページを御覧ください。

はじめに、令和5年度事業計画についてでございます。

第1 基本方針とございますが、こちらは、本年度より実施しております「第2次中期経営計画」の3つの基本方針でございます。各基本方針の具体的な取り組みを2の重点事業といたしまして記載しております。ページ中ほど、基本方針の1「保険者事業運営の支援」では、4つの具体的な取り組みがございます。

23ページを御覧ください。

特に（2）「療養費の適正化に向けた支援」のイ、あはき療養費とございますが、このあはきとは、イの上の注にございますように、あんま・マッサージ・はり・きゅうのことでございます。業務拡大として、令和6年4月より、現在各保険者にて行っております受付業務を受託し、新たに審査委員会の設置も予定しており、その準備を進めてまいります。

また、下段にあります（4）「KDBシステム利活用支援とデータ分析事業の拡大」のイ、第3期データヘルス計画策定支援では、保険者が令和5年度中に策定する計画に対し、本会では標準的な計画様式を企画し、データ集計、分析、健康課題の抽出などの作成支援を実施いたします。

24ページを御覧ください。

基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」では、特に（3）「デジタル社会に適応したシステム更改」についてでございますが、今後各システムがクラウドにて更改を予定しており、アの次期国保総合システムでは、導入作業等を着実にを行い、保険者業務に支障をきたすことのないよう、安定稼働を目指し、イの介護保険・障害者総合支援システムでは、令和7年度の更改に向け、検討事項の整理などの準備を進めてまいります。

25ページを御覧ください。

次に、基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」では、特に、（2）「持続可能かつ健全な財政運営」のアに会計の収支均衡、イに積立金の確保とございますが、各会計の収支均衡を図りつつ、高度化・高額化するシステム更改経費に備え、将来にわたり安定的な財政運営とするため、先ほど総務課長の説明にもありました、ICT積立資産等、適切な積立金の確保に努めてまいります。

26ページを御覧ください。

ここから29ページまでは第3 基本事業といたしまして、重点事業以外の事業を、基本方針ごとに記載してございます。説明は省略させていただきますが、これら事業につきましても、確実に実施してまいります。

続きまして、議案第7号 令和5年度負担金及び手数料等につきまして、改定及び新設いたしました手数料についてのみ御説明申し上げます。

議案書の35ページを御覧ください。

はじめに、改定いたしたい手数料は、下線を引いております、項番 19 の国保情報集約システム手数料でございます。こちらは、国の通知に基づく考え方により毎年度算定しており、その算定要件の機器更改分の積立が本年度にて概ね終了するため、令和 5 年度の手数は現行の 15 円 68 銭から引き下げまして 9 円 86 銭といたします。なお、機器更改を終えますと、次の機器更改分の積立が開始されるため、令和 6 年度の手数料につきましては、現行単価程度まで戻る可能性がございます。

次に、新設いたしたい負担金は、昨年度より国保主幹課長部会等にて御説明いたしておりました、項番 22 の国保データベース (KDB) システム負担金でございます。記載にあります (1) から (3) により御負担をお願いしたいものでございます。理由といたしましては、今後このシステムに係る機能改善及び令和 6 年度からクラウド化による機器更改が予定されており、国保中央会より負担金の増額が求められているためでございます。

只今、御説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、本年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第 6 号並びに議案第 7 号について一括して御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 6 号及び議案第 7 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 8 号 積立資産及び引当資産の処分について

議案第 9 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算

議案第 10 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定
- B 国民健康保険診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- D 出産育児一時金等に関する支払勘定
- E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 11 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定 (後期高齢)
- B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 (後期高齢)

議案第 12 号 令和 5 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 13 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定 (介護)
- B 介護給付費等支払勘定
- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 (介護)

議案第 14 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定 (障害者総合支援)
- B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 15 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 16 号 令和 5 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 17 号 令和 5 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 18 号 令和 5 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 19 号 令和 5 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア．議長が議案第 8 号から議案第 19 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が第 8 号から議案第 19 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 8 号から議案第 19 号までの令和 5 年度歳入歳出予算に関連します議案につきまして、一括で御説明いたします。

議案書の 37 ページからとなります。議案第 8 号 積立資産及び引当資産の処分について、更に 1 枚おめくりいただきまして、38 ページを御覧願います。

この議案は、国の通知に基づき積立を行いました、令和 4 年度末時点で保有いたします本会の各種資産について、令和 5 年度の当初予算に繰入をするために行う処分について、認定を求めるものでございます。3 つの資産について、それぞれ処分を行います。1 つ目は、財政調整基金積立資産、処分金額は 2 億 5,046 万 9,000 円でございます。処分金の使途は、事業運営上の不測の事態による収入減を想定し、その補填のために積み立てるものとなります。定められたルールに従いまして、令和 4 年度末時点で保有する全額を令和 5 年度当初予算へ繰入いたします。

2 つ目は、減価償却引当資産でございます。システム機器等の購入後に、次の買い替え時の経費に充てるため、毎年積立を行っております引当資産となりまして、(3)に記載のとおり、3 月末時点で約 11 億 3,900 万円を保有しておりますが、そのうち(1)に記載の 3 億 9,321 万 8,000 円を取り崩し、処分いたします。処分金の使途は減価償却資産取得支出のためとなっておりますが、令和 5 年度に予定しております各種システム更改のための経費に充てるものでございます。

3 つ目は、ICT を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産でございます。本日最初の議案で御説明いたしました。令和 4 年度に積立を予定しております 1 億 1,400 万円をいったん処分し、改めて令和 5 年度予算で保有いたします。

お隣 39 ページに、只今御説明しました資産について、会計ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が議案第 8 号の説明でございます。

続きまして、議案第 9 号から議案第 19 号までの 12 の議案につきましては、議案書と別に準備をしております説明資料②を使いまして、概要・ポイントのみ簡潔に説明をさせていただきます。

説明資料②を御準備いただきまして、表紙をおめくり願います。

福島県国保連合会令和 5 年度当初予算でございます。

令和5年度予算総額は、6,513億3,715万2,000円、前年度比で105.05%、額にいたしまして313億986万2,000円の増、という当初予算になっております。

ページの中ほどに、各会計の当初予算一覧を掲載しております。令和5年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、5つの特別会計は15の勘定で経理いたしまして、それぞれ左から5年度予算、4年度予算、前年度比を記載しております。会計ごとの詳細な説明は省略いたしますが、ページの一番下、枠で囲いました当初予算の状況について簡単にまとめております。本会の予算総額約6,500億円うち、99.4%は「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」といった、診療報酬等の受払いとなってございまして、前年度比約313億円の増のうち300億円程度が、これら診療報酬等の増を見込んだものとなっております。新型コロナウイルス感染症が未だ完全に収束しない、不透明な状況下ではありますが、令和4年度の決算見込みを見ましても医療費等の伸びは続くものと試算しております。

また、介護及び障害関係の会計につきましても、記載のとおり、受給者の増加、介護職員処遇改善支援に係る介護報酬の見直しなどを考慮いたしまして、それぞれ増を見込んだものとなっております。

続いて、2ページを御覧ください。

1. 主要会計の概要でございます。今ほど御説明いたしました予算総額6,500億円から99.4%にあたる診療報酬等の受払い分を除きました、本会の業務運営経費を経理いたします主要7会計の状況についての御説明でございます。ページ上の枠で囲っております、本会の主要7会計の令和5年度当初予算は、35億7,460万4,000円、前年度比114.64%、額にして4億5,654万9,000円の増となっております。その下に、主要会計ごとの令和4年度予算との比較を載せてございます。前年度比の右から4列目、業務勘定（障害）が唯一減となっておりますが、その他すべて前年度を上回る予算となっております。

なお、この主要会計の予算額につきましては、表の下に※印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定において、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払うだけとなる受払いの一部を経理しております。その分の経費を除きまして、資料上、純粋に業務運営にあたる予算のみの集計としておりますため、今ほどの1ページに記載の5年度予算額と一致しない会計がございます。

その下、予算の主な増減要因を挙げておりますが、いずれも令和5年度に予定します各種システム更改によりまして、機器の調達、システムの入替え等を行いますため、開発元の国保中央会に納める負担金や、本会においてシステム運用業者へ支払う委託経費など、歳出増を見込んでおります。

そして、先ほどから御説明をしておりますとおり、今回のようなシステム関連経費の大きな支出が定期的に計画されることに加えまして、将来的に新たなシステム関連経費の支出の可能性を考慮し、その都度、新たに保険者に負担を求めることなく歳出に耐えられるよう、会計全般で積立金の確保に努めることといたします。

ページの一番下、状況として、改めてまとめておりますが、国保被保険者の減少による負担金歳入の減が見込まれる中において、システム関連経費の支出が大きく、厳しい状況とな

りますが、新たな事業の受託や補助金を有効に活用すること、そして予め積立をしております財源を使用いたしまして、適切に運営、経理を執行いたします。

3 ページをお開き願います。

2. 主要会計の概要（歳入）について、各会計歳入予算を科目別に内訳を示した一覧となっております。歳入科目ごとに各会計の金額を記載し、表の右側に歳入科目ごとの令和5年度合計額、前年度4年度の予算額、前年度比を記載しております。ページの真ん中、円グラフは、予算全体に占める各科目の構成割合を示しておりますが、構成比を見ますと、最も大きな割合を占める手数料は55.11%、その上の一般負担金4.35%、保険者の皆様から御負担をいただきます、これら2つの合計で、歳入全体の約60%を占めております。また、今回の特徴的などころでは、お伝えしておりますとおり、今年度は積立金を大きく取り崩しておりますので、オレンジ色部分、積立金繰入金が21.20%と、手数料歳入に次ぐ割合となっております。ページ下に歳入の状況として、3点まとめておりますが、これまでの説明でお伝えしております内容となりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、お隣4ページを御覧ください。

3. 主要会計の概要（歳出）でございます。歳入と同様に、各会計歳出予算の科目別一覧となっております。歳出につきましても、繰返しになりますが、一番左の列、項番5の委託料から項番6、備品購入費、項番7の負担金補助交付金について、システム更改にかかる経費、機器等の調達経費、開発元への負担金等の支出により、前年度比で大きく増となっております。

また、項番8の積立金につきましては、機器の更改に伴う新たな減価償却積立やICT積立金について、将来に備え可能な限り積み増しを行うべく予算を計上しております。その積立を十分に確保する観点から、占める割合を大きくした分、項番12の予備費でございますが、現時点において予期できない想定外の支出等に備える予備費となりますが、下のグラフにもありますとおり、全体の8.47%と、前年度までは全体の約10%程度を確保しておりましたが、若干、割合が減少しております。その他の構成割合については、前年度と比較しましても、大きな増減はありません。以上、令和5年度予算の概要についての説明とさせていただきます。

次の5ページをお開きください。

こちらは参考といたしまして、令和5年度予算において積立を予定しておりますICT積立資産について、別途切り出して御説明したいものです。まず資料下段の2 令和4年度の積立額でございますが、冒頭の予算補正で御説明しましたとおり、今年度新たに国保・後期にそれぞれ5,500万円、レセプト点検会計に400万円を積立いたします。

そして、先ほど積立資産の処分でご説明したとおり、いったん全額を取り崩し、処分いたしまして、令和5年度予算、歳入として繰入れることとなります。そして、資料の上段は令和5年度に積み立てる額を掲載しております。

上段・下段、5年度5年度の表のそれぞれ一番上、診療報酬審査支払特別会計、国保の会計になりますが、下の4年度は5,500万を積み増しますが、上の5年度は1,500万円を積み増し

しまして、7,000万円を積立し直す、ということになります。これは見込みでございます。

各会計同様になりますが、各2段目の後期の会計においては、同じく5,500万円に2,500万円を積み増して8,000万円、介護・障害は飛ばしまして、特定健診会計については、令和4年度は積立できませんでしたが、歳入の増を見越しまして、5年度には500万円程度積めるのではないかと、一番下、レセプト点検会計については、増額が困難であり、同額の400万円を積み直す、と試算いたしました結果でございます。令和5年度は、総額1億5,900万円の積立を当初予算として計上しております。各会計とも当初予算ベースの見込みでございます。収支の状況、年度後半の決算見込みの状況次第で改めて、積立可能な会計、金額など妥当性について、見極めたいと存じますが、安定的な運営と保険者の新たな負担の軽減を図るため、将来に向けた備えとして、今後も計画的に積立を確保していきたいと考えております。

最後に6ページを御覧願います。

議案第19号 令和5年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について御説明いたします。国保法に定められた総会の議決事項であります、本会の借入金の運用につきまして、令和5年度の一時借入金の限度額は、項番1に記載の11の会計、支払勘定にそれぞれ記載をしました限度額とし、また、借入条件につきましては、項番2から6に記載の5つの条件にてお願いするものでございます。なお、本会における一時借入が保険者に起因する場合、借入利息につきましては保険者負担とさせていただきます。以上、本会が借入する際の条件等について、御承認をいただきたいものでございます。なお、借入金限度額の合計は45億9,715万円となっております、こちらは東日本大震災当時の被災保険者の医療費等支払実績から、それぞれ推計をした額となっております。

以上が、令和5年度当初予算の説明となりますが、最後に、本日会長の御挨拶にもありましたとおり、政府は5年度より新型コロナを二類から五類へ引き下げる方針を決定しております。しかしながら、医療費やワクチン接種の公費負担の在り方については、現時点で明確にされておられません。今回の当初予算においては、医療費については継続して公費負担となることを想定し、予算化をしておりますが、本会で令和3年度から受託しておりますワクチン接種費用の支払業務につきましては、この3月で終了し、5年度の受託はないものとして、予算計上しておりません。今後国の動向、決定を踏まえまして、予算の補正で対応をまいります。

従いまして、早ければ3月に書面による開催を想定しておりますが、予算補正を御承認いただく理事会の開催が必要になると考えております。おって理事の皆様には開催の御案内を差し上げますとともに、理事会による専決処分とさせていただいた結果につきましては、7月開催予定の通常総会において、皆様には御報告をさせていただきますので、予め御承知おきいただければと存じます。

以上、議案第8号から議案第19号までの令和5年度予算関連議案について、御説明をさせていただきます。御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ。議長が議案第8号から議案第19号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 20 号 役員の選任について

ア. 議長が議案第 20 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 20 号について次のとおり説明を行った。

議案第 20 号 役員の選任について御説明申し上げます。

141 ページを御覧ください。

現在の役員は、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますため、次期役員について総会の選任を求めるものでございます。選任する役員は、理事 17 名、監事 6 名。役員の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

選任方法でございますが、本会、役員選任規程第 3 条により、「会員たる保険者を代表する者」につきましては、福島県を代表する者並びに地区部会から推薦された者を、「保険者を代表する者以外の者」につきましては、理事会から推薦された者を総会で選任する、となっております。

議案をおめくり頂き、142 ページを御覧ください。別添に記載の方々を、選任いただきたいものでございます。

以上、議案第 20 号について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 20 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定され審議を終了した。

(5) 閉会（午後 2 時 30 分）

石森副会長（玉川村長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

皆様、本日は年度末の大変御多用の中、御出席を賜り、また提案いたしました全ての議案につきまして承認を賜りまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。

令和 5 年 2 月 20 日（月）福島市鎌田字卸町 10 番の 1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 5 年 3 月 17 日

議事録署名人

星 學

㊞